

新 旧 対 照 表

(新)

高知県病床機能分化促進事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条～第15条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行し、同年6月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第5号から第9号まで、第10条第2項及び第3項並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(旧)

高知県病床機能分化促進事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条～第15条 略

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第5号から第9号まで、第10条第2号及び第3号並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

＜新＞

別表第1(第3条、第4条関係)

事業区分	回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業			病床の削減に係る事業			回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る事業	
	施設整備事業	設備整備事業	施設設計事業	建物の改修整備事業	建物や医療機器の処分に係る損失	人件費(退職金)	施設整備事業	設備整備事業
補助事業者	医療法(昭和23年法律第205号)に基づく高知県内の病院及び診療所(病床を有する診療所に限る)の開設者であって、知事が適当と認めるもの。							
補助対象事業	次に掲げる施設基準等(基本診療料の施設基準等(平成20年3月厚生労働省告示第62号)によるものをいう。)のいずれかを満たす施設を開設するため施設整備事業、設備整備事業及び施設設計事業のうち、病床機能報告(医療法第30条の13第1項の規定による報告をいう。以下同じ。)において、当該整備に伴い、一以上の病棟に係る機能区分が急性期機能又は慢性期機能から回復期機能へ変更又は回復期機能が増床されるものとする。ただし、次に掲げるうちウに係る病床機能報告についてはこの限りでない。 ア 回復期リハビリテーション病棟入院料 イ 地域包括ケア病棟入院料 ウ 地域包括ケア入院医療管理料 エ 心大血管疾患リハビリテーション料 オ 脳血管疾患等リハビリテーション料 カ 運動器リハビリテーション料 キ 呼吸器リハビリテーション料			(1) 病床の削減(用途変更) 病床の削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するために必要な施設整備事業。 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減に伴い病棟の新築、増改築又は改修を行う場合の施設整備事業 (1)、(2)ともに、病床の削減を行うことによって、現在入院していた患者の行き場がなくなることなどの、地域にとって必要な医療が無くならない場合に限る。また、病床の削減に伴い無床診療所となる場合も対象とする。 令和3年度以降の病床機能報告等において、一度も「休棟中」としていない病棟又は診療所における病床の削減に限る。ただし、一時的な休棟の場合はこの限りでない。	病床の削減に伴い不要となる建物や不要となる医療機器の処分に係る損失。ただし、病床の削減を行うことによって、現在入院していた患者の行き場がなくなることなどの、地域にとって必要な医療が無くならない場合に限る。	機能転換や病床の削減に伴い退職する職員の退職金。 ただし、病床の削減を行うことによって、現在入院していた患者の行き場がなくなることなどの、地域にとって必要な医療が無くならない場合に限る。	補助事業者が行う回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る施設整備及び設備整備に係る事業。 ただし、高知県地域医療構想(平成28年12月策定)に定める構想区域のうち、申請日時点で県において病床機能報告に基づき確認できる病床数と令和7年の必要病床数を比較し、回復期機能以外の病床機能においても不足が生じている構想区域で整備する場合に限る。	
補助対象経費	補助対象事業のア～キに掲げる施設基準等のいずれかを満たすために必要な病棟の新築、増改築又は改修に要する工事費又は工事請負費(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (1) 新築・増改築 立替える場合(従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度にものを建築する場合)、病床部分を含み敷地内の既存の建物に建増しをする場合、敷地内に別棟を新築する場合等 (2) 改修 従前の建物の駆(く)体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合	リハビリのための治療機器、訓練機器等、回復期機能を強化するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品当たりの単価が10万円以上のものを対象とする。	補助対象事業のア～キに掲げる施設基準等のいずれかを満たすために必要な病棟の新築、増改築又は改修工事に係る設計費用(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	(1) 病床の削減(用途変更) 病床の削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途に変更(機能転換(回復期機能を持つ病床や介護医療院への転換など)以外)するために必要な工事費又は工事請負費 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減に伴い病棟の新築、増改築又は改修を行う場合に必要工事費又は工事請負費 (1)、(2)ともに、高知県地域医療構想告示日(平成28年12月9日)までに取得した物に限る。また、病床の削減に伴い無床診療所となる場合も対象とする。	病床の削減に伴い不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(財務諸表上 ^上 の特別損失に計上される金額に限る)。 ただし、高知県地域医療構想告示日(平成28年12月9日)までに取得(契約)した物に限る。医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除去損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」のみを対象とする(「有姿除却」は対象としない)。建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除去損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」)を対象とするが、法人税上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失(固定資産除去損)についても、対象とする。この場合、翌年度以降解体する際に発生する損失(固定資産廃棄損)についても、対象とする。 (1) 固定資産除去損 (固定資産を廃棄した場合の帳簿価格及び撤去費用) (2) 固定資産廃棄損 (固定資産を廃棄した場合の撤去費用) (3) 固定資産売却損 (固定資産の売却価格がその帳簿価格に不足する差額) 関係事業者への売却は対象外とし第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合(売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く)は、関係事業者でも対象とする。 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員(厚生労働省令(医療法施行規則第32条の6第1項第1号)で定める特殊の関係があるものをいう。	機能転換や病床の削減に伴い退職する職員の退職金のうち、早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたもの)に限る)により上積みされた退職金の割増し相当額	施設整備に係る工事費又は工事請負費 医療機器購入費 ただし、1品当たりの単価が25万円以上のものを対象とする。	
補助基準額	(1) 新設又は増改築 1床当たり4,312千円 (2) 改修 1床当たり3,333千円	1施設当たり10,800千円	1施設当たり10,000千円	(1) 病床の削減(用途変更) ア 鉄筋コンクリートの場合 1㎡当たり200,900円 イ ブロックの場合 1㎡当たり175,100円 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減1床当たり5,022,500円	1施設当たり200,000千円以内	1人当たり6,000千円以内	(1) 基準額 1㎡当たり164,900円 (2) 基準面積 5床以下 240㎡ 6床以上 760㎡ ※ただし、設置する病床が12床以上かつ医療法第7条第3項の規定により、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する届出により病床を設置する場合は、1,258㎡を基準面積とする。	1施設当たり16,500千円
補助対象事業に対する補助率	2分の1以内							
その他	(1) 事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2) 1施設当たりの施設整備事業、設備整備事業及び施設設計事業を合わせた補助限度額は、8,000万円までとする。 (3) 施設整備事業においては、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、柵、塀及び造園の工事並びに通路の敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収に要する費用 オ アからエまでに掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用 (4) 回復期機能を持つ病床の増床に係る事業においては、増床することにより、既存病床が基準病床(医療法第30条の4第2項第17号及び医療法施行規則第30条の30の規定による基準病床数をいう。)を上回らない保健医療圏に限るものとする。 ただし、この場合の既存病床の算定の際には、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に該当すると認められた病床設置届出診療所の病床数は除くものとする。			(1) 事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2) 以下の保健医療圏又は医療機能の病床の削減に対する補助金の活用は原則不可とするが、地域医療構想調整会議の協議を踏まえて地域にとって必要と認められる病床の削減と認められる場合にはこの限りではない。 ・申請時点で既存病床が基準病床より少なくなっている保健医療圏、又は当該補助金を活用して病床を削減することにより既存病床が基準病床より少なくなる保健医療圏での病床の削減 ・当該構想区域において現時点で2025年の必要病床数と比較して少なくなっている医療機能の病床の削減、又は当該補助金を活用して病床を削減することにより、2025年の必要病床数と比較して少なくなる医療機能の病床の削減			(1) 事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2) 施設整備事業においては、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、柵、塀及び造園の工事並びに通路の敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収に要する費用 オ アからエまでに掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用	
備考	※ 「基準病床」「必要病床数」「保健医療圏」「構想区域」「高知県地域医療構想」「地域医療構想調整会議」については、第7期高知県保健医療計画に定めるものをいう。							

別表第1(第3条、第4条関係)

<旧>

事業区分	回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業			病床の削減に係る事業			回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る事業		
	施設整備事業	設備整備事業	施設設計事業	建物の改修整備事業	建物や医療機器の処分に係る損失	人件費(退職金)	施設整備事業	設備整備事業	
補助事業者	医療法(昭和23年法律第205号)に基づく高知県内の病院及び診療所(病床を有する診療所に限る)の開設者であって、知事が適当と認めるもの。								
補助対象事業	次に掲げる施設基準等(基本診療料の施設基準等(平成20年3月厚生労働省告示第62号)によるものをいう。)(のいずれかを満たす施設を開設するため施設整備事業、設備整備事業及び施設設計事業のうち、病床機能報告(医療法第30条の13第1項の規定による報告をいう。以下同じ。))において、当該整備に伴い、一以上の病床に係る機能区分が急性期機能又は慢性期機能から回復期機能へ変更又は回復期機能が増床されるものとする。ただし、次に掲げるうちウに係る病床機能報告についてはこの限りでない。 ア 回復期リハビリテーション病棟入院料 イ 地域包括ケア病棟入院料 ウ 地域包括ケア入院医療管理料 エ 心大血管疾患リハビリテーション料 オ 脳血管疾患等リハビリテーション料 カ 運動器リハビリテーション料 キ 呼吸器リハビリテーション料			(1) 病床の削減(用途変更) 病床の削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するために必要な施設整備事業。 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減に伴い病棟の新築、増改築又は改修を行う場合の施設整備事業		病床の削減に伴い不要となる建物や不要となる医療機器の処分に係る損失。ただし、病床の削減を行うことによって、現在入院していた患者の行き場が無くなることなどの、地域にとって必要な医療が無くならない場合に限る。		機能転換や病床の削減に伴い退職する職員の退職金。ただし、病床の削減を行うことによって、現在入院していた患者の行き場が無くなることなどの、地域にとって必要な医療が無くならない場合に限る。	
補助対象経費	補助対象事業のA～キに掲げる施設基準等のいずれかを満たすために必要な病棟の新築、増改築又は改修に要する工事費又は工事請負費(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	リハビリのための治療機器、訓練機器等、回復期機能を強化するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品当たりの単価が10万円以上のものを対象とする。	補助対象事業のA～キに掲げる施設基準等のいずれかを満たすために必要な病棟の新築、増改築又は改修工事に係る設計費用(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	(1) 病床の削減(用途変更) 病床の削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途に変更(機能転換(回復期機能を持つ病床や介護医療院への転換など)以外)するために必要な工事費又は工事請負費 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減に伴い病棟の新築、増改築又は改修を行う場合に必要工事費又は工事請負費	(1) 病床の削減に伴い不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(財務諸表条の特別損失に計上される金額に限る)。 ただし、高知県地域医療構想告示日(平成28年12月9日)までに取得(契約)した物に限る。 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除去損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」のみを対象とする(「有姿除却」は対象としない))。建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除去損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」を対象とするが、法人税上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失(固定資産除去損)についても、対象とする。この場合、翌年度以降解体する際に発生する損失(固定資産廃棄損)についても、対象とする。 (1)固定資産除去損 (固定資産を廃棄した場合の帳簿価格及び撤去費用) (2)固定資産廃棄損 (固定資産を廃棄した場合の撤去費用) (3)固定資産売却損 (固定資産の売却価格がその帳簿価格に不足する差額) 関係事業者への売却は対象外とし第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合(売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く)は、関係事業者でも対象とする。 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員(厚生労働省令(医療法施行規則第32条の6第1項第1号)で定める特殊の関係があるものをいう。	機能転換や病床の削減に伴い退職する職員の退職金のうち早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)により上積みされた退職金の割増し相当額	施設整備に係る工事費又は工事請負費	医療機器購入費 ただし、1品当たりの単価が25万円以上のものを対象とする。	
補助基準額	(1)新設又は増改築 立替える場合(従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度にものを建築する場合)、病床部分を含み敷地内の既存の建物に建増しをする場合、敷地内に別棟を新築する場合等 (2)改修 従前の建物の躯(く)体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合	1施設当たり10,800千円	1施設当たり10,000千円	(1) 病床の削減(用途変更) ア 鉄筋コンクリートの場合 1㎡当たり200,900円 イ ブロックの場合 1㎡当たり175,100円 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減1床当たり5,022,500円	1施設当たり200,000千円以内	1人当たり6,000千円以内	(1)基準額 1㎡当たり164,900円 (2)基準面積 5床以下 240㎡ 6床以上 760㎡ ※ただし、設置する病床が12床以上かつ医療法第7条第3項の規定により、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する届出により病床を設置する場合は、1,258㎡を基準面積とする。	1施設当たり16,500千円	
補助対象事業に対する補助率	2分の1以内								
その他	(1)事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2)1施設当たりの施設整備事業、設備整備事業及び施設設計事業を合わせた補助限度額は、8,000万円までとする。 (3)施設整備事業においては、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、柵、塀及び造園の工事並びに通路の敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収に要する費用 オ アからエまでに掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用 (4)回復期機能を持つ病床の増床に係る事業においては、増床することにより、既存病床が基準病床(医療法第30条の4第2項第17号及び医療法施行規則第30条の30の規定による基準病床数をいう。)を上回らない保健医療圏に限るものとする。 ただし、この場合の既存病床の算定の際には、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に該当すると認められた病床設置届出診療所の病床数は除くものとする。			(1)事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2)以下の保健医療圏又は医療機能の病床の削減に対する補助金の活用は原則不可とするが、地域医療構想調整会議の協議を踏まえて地域にとって必要と認められる病床の削減と認められる場合にはこの限りではない。 ・申請時点で既存病床が基準病床より少なくなっている保健医療圏、又は当該補助金を活用して病床を削減することにより既存病床が基準病床より少なくなる保健医療圏での病床の削減 ・当該構想区域において現時点で2025年の必要病床数と比較して少なくなっている医療機能の病床の削減、又は当該補助金を活用して病床を削減することにより、2025年の必要病床数と比較して少なくなる医療機能の病床の削減		(1)事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2)施設整備事業においては、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、柵、塀及び造園の工事並びに通路の敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収に要する費用 オ アからエまでに掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用			
備考	※「基準病床」「必要病床数」「保健医療圏」「構想区域」「高知県地域医療構想」「地域医療構想調整会議」については、第7期高知県保健医療計画に定めるものをいう。								

別記
第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏 名
生年月日

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県病床機能分化促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、高知県病床機能分化促進事業費補助金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 申請額算出調書（別紙1、別紙2又は別紙3）
- 3 事業計画書
 - (1) 回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業
 - ア 施設整備事業・・・別紙4
 - イ 設備整備事業・・・別紙4、別紙5
 - ウ 施設設計事業・・・別紙4
 - (2) 病床の削減に係る事業
 - ア 建物の改修整備事業・・・別紙6、別紙7、別紙11
 - イ 建物や医療機器の処分に係る損失（建物）・・・別紙6、別紙8、

別記
第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏 名
生年月日

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県病床機能分化促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、高知県病床機能分化促進事業費補助金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 申請額算出調書（別紙1、別紙2又は別紙3）
- 3 事業計画書
 - (1) 回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業
 - ア 施設整備事業・・・別紙4
 - イ 設備整備事業・・・別紙4、別紙5
 - ウ 施設設計事業・・・別紙4
 - (2) 病床の削減に係る事業
 - ア 建物の改修整備事業・・・別紙6、別紙7、別紙11
 - イ 建物や医療機器の処分に係る損失（建物）・・・別紙6、別紙8、

別紙 1 1

ウ 建物や医療機器の処分に係る損失（医療機器）・・・別紙 6、別紙 9、別紙 1 1

エ 人件費（退職金）・・・別紙 6、別紙 1 0、別紙 1 1

(3) 回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る事業

ア 施設整備事業・・・別紙 1 2

イ 設備整備事業・・・別紙 5、別紙 1 2

4 補助事業に係る収入支出（歳入歳出）予算書の抄本（別紙 1 3）

5 添付資料

(1) 回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業

ア 施設整備事業

工事設計図及び工事仕分書の写し等

イ 設備整備事業

購入機器の見積書又はカタログ等

ウ 施設設計事業

見積書又は工事仕分書の写し等

エ (ア)、(イ)及び(ウ)のほか、参考となる資料

(2) 病床の削減に係る事業

ア 建物の改修整備事業

工事設計図及び工事仕分書の写し等

イ 建物や医療機器の処分に係る損失

工事設計図及び工事仕分書の写し等

ウ 人件費（退職金）

個人毎の積算書

エ (ア) (イ) (ウ) のほか、参考となる資料

(3) 回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る事業

ア 施設整備事業

工事設計図及び工事仕分書の写し等

イ 設備整備事業

別紙 1 1

ウ 建物や医療機器の処分に係る損失（医療機器）・・・別紙 6、別紙 9、別紙 1 1

エ 人件費（退職金）・・・別紙 6、別紙 1 0、別紙 1 1

(3) 回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る事業

ア 施設整備事業・・・別紙 1 2

イ 設備整備事業・・・別紙 5、別紙 1 2

4 補助事業に係る収入支出（歳入歳出）予算書の抄本（別紙 1 3）

5 添付資料

(1) 回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業

ア 施設整備事業

工事設計図及び工事仕分書の写し等

イ 設備整備事業

購入機器の見積書又はカタログ等

ウ 施設設計事業

見積書又は工事仕分書の写し等

エ (ア)、(イ)及び(ウ)のほか、参考となる資料

(2) 病床の削減に係る事業

ア 建物の改修整備事業

工事設計図及び工事仕分書の写し等

イ 建物や医療機器の処分に係る損失

工事設計図及び工事仕分書の写し等

ウ 人件費（退職金）

個人毎の積算書

エ (ア) (イ) (ウ) のほか、参考となる資料

(3) 回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る事業

ア 施設整備事業

工事設計図及び工事仕分書の写し等

イ 設備整備事業

購入機器の見積書又はカタログ等

ウ (ア) 及び (イ) のほか、参考となる資料

(4) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

購入機器の見積書又はカタログ等

ウ (ア) 及び (イ) のほか、参考となる資料

(4) 県税事務所で発行する全税目（個人県民税及び地方消費税を除く。）の納税証明書（発行後3月以内のもの）又は県税の納税義務がない旨の申立書

補助金振込先：金融機関名

支店

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

補助金振込先：金融機関名

支店

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

別紙 1 5

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
氏 名

施工業者
住 所
氏 名

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者）〇〇〇〇と請負者（受託者）△△△△とは、◇◇◇◇工事に係る工事請負契約を次のとおり締結し、施行するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告します。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	令和 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	令和 年 月 日	金 円

別紙 1 5

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
氏 名 印

施工業者
住 所
氏 名 印

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者）〇〇〇〇と請負者（受託者）△△△△とは、◇◇◇◇工事に係る工事請負契約を次のとおり締結し、施行するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告します。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	令和 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	令和 年 月 日	金 円